

# 条例議案の概要

—平成26年5月臨時会—

## 目 次

議案第 49 号	専決処分につき承認を求めることについて (盛岡市職員恩給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例)	..... 1
議案第 50 号	専決処分につき承認を求めることについて (盛岡市市税条例の一部を改正する条例) .....	5

議案第49号

専決処分につき承認を求めることについて（盛岡市職員恩給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について）

1 改正の趣旨

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成16年政令第 287号）及び地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政令（平成17年政令第83号）の改正に伴い、通算退職年金及び通算遺族年金の額を改めようとするものである。

2 改正の内容

通算退職年金及び通算遺族年金の額は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第 152号）による年金（以下「共済年金」という。）の額に準じており、本来水準の額より高い物価スタイル特例水準の額が適用されているが、平成25年10月以降、段階的にその差を解消することとされている。

平成26年 4月以降の共済年金の額については、1.0%の減額改定が予定されていたが、物価変動等により、0.7%の減額改定に変更されたことから、通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定を行う。

3 施行期日

平成26年 4月 1 日

盛岡市職員恩給条例等の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市職員恩給条例 昭和25年1月1日条例第1号 附 則（昭和51年条例第36号） 改正 略 <u>平成26年3月 日条例第一号</u></p> <p>第1条から第40条まで 略 (平成26年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定)</p> <p>第41条 昭和37年11月30日以前の通算退職年金で平成26年3月31日において現に支給されているものについては、同年4月分以降、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を240で除し、これに当該通算退職年金に係る在職期間の月数を乗じて得た額に改定する。</p> <p>(1) 73万2,720円に国民年金法第27条に規定する改定率を乗じて得た額 (その額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げた額)</p> <p>(2) 通算退職年金の仮定給料月額（附則第20条第1項第2号に規定する通算退職年金の仮定給料月額に附則別表第17の左欄に掲げる者の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額をいう。）の1,000分の9.5に相当する額に240を乗じて得た額</p> <p>2 前項の場合において、その者に係る同項第2号の規定による額が、附則第29条第1項第2号の規定により得た額に<u>0.986</u>を乗じて得た額より少ないときは、前項第2号の規定による額は、同項の規定にかかわらず、同条第1項第2号の規定により得た額に<u>0.986</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項の規定により算定された通算退職年金が前条の規定により得た額に<u>0.993</u>を乗じて得た額より少ないときは、当該通算退職年金は、同条の規定により得た額に<u>0.993</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>4 昭和37年11月30日以前の通算退職年金に係る通算遺族年金で平成26年3月31日において現に支給されているものについては、同年4月分以降、そ</p>	<p>○盛岡市職員恩給条例 昭和25年1月1日条例第1号 附 則（昭和51年条例第36号） 改正 略</p> <p>第1条から第40条まで 略 (平成26年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定)</p> <p>第41条 昭和37年11月30日以前の通算退職年金で平成26年3月31日において現に支給されているものについては、同年4月分以降、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を240で除し、これに当該通算退職年金に係る在職期間の月数を乗じて得た額に改定する。</p> <p>(1) 73万2,720円に国民年金法第27条に規定する改定率を乗じて得た額 (その額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げた額)</p> <p>(2) 通算退職年金の仮定給料月額（附則第39条第1項第2号に規定する通算退職年金の仮定給料月額をいう。）の1,000分の9.5に相当する額に240を乗じて得た額</p> <p>2 前項の場合において、その者に係る同項第2号の規定による額が、附則第29条第1項第2号の規定により得た額に<u>0.983</u>を乗じて得た額より少ないときは、前項第2号の規定による額は、同項の規定にかかわらず、同条第1項第2号の規定により得た額に<u>0.983</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項の規定により算定された通算退職年金が前条の規定により得た額に<u>0.99</u>を乗じて得た額より少ないときは、当該通算退職年金は、同条の規定により得た額に<u>0.99</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>4 昭和37年11月30日以前の通算退職年金に係る通算遺族年金で平成26年3月31日において現に支給されているものについては、同年4月分以降、そ</p>

改正後	改正前				
<p>の額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前3項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の100分の50に相当する額に改定する。</p> <p>(平成27年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定)</p> <p>第42条 昭和37年11月30日以前の通算退職年金で平成27年3月31において現に支給されているものについては、同年4月分以降、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を240で除し、これに当該通算退職年金に係る在職期間の月数を乗じて得た額に改定する。</p> <p>(1) 73万2,720円に国民年金法第27条に規定する改定率を乗じて得た額 (その額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げた額)</p> <p>(2) 通算退職年金の仮定給料月額（<u>前条第1項第2号</u>に規定する通算退職年金の仮定給料月額をいう。）の1,000分の9.5に相当する額に240を乗じて得た額</p> <p>2 前項の場合において、その者に係る同項第2号の規定による額が、附則第29条第1項第2号の規定により得た額に<u>0.986</u>を乗じて得た額より少ないときは、前項第2号の規定による額は、同項の規定にかかわらず、同条第1項第2号の規定により得た額に<u>0.986</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 昭和37年11月30日以前の通算退職年金に係る通算遺族年金で平成27年3月31において現に支給されているものについては、同年4月分以降、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前2項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の100分の50に相当する額に改定する。</p> <p>第43条 略</p> <p>附則別表第1から別表第16まで 略</p> <p>附則別表第17（附則第41条関係）</p>	<p>の額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前3項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の100分の50に相当する額に改定する。</p> <p>(平成27年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定)</p> <p>第42条 昭和37年11月30日以前の通算退職年金で平成27年3月31において現に支給されているものについては、同年4月分以降、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を240で除し、これに当該通算退職年金に係る在職期間の月数を乗じて得た額に改定する。</p> <p>(1) 73万2,720円に国民年金法第27条に規定する改定率を乗じて得た額 (その額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げた額)</p> <p>(2) 通算退職年金の仮定給料月額（<u>附則第39条第1項第2号</u>に規定する通算退職年金の仮定給料月額をいう。）の1,000分の9.5に相当する額に240を乗じて得た額</p> <p>2 前項の場合において、その者に係る同項第2号の規定による額が、附則第29条第1項第2号の規定により得た額に<u>0.983</u>を乗じて得た額より少ないときは、前項第2号の規定による額は、同項の規定にかかわらず、同条第1項第2号の規定により得た額に<u>0.983</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 昭和37年11月30日以前の通算退職年金に係る通算遺族年金で平成27年3月31において現に支給されているものについては、同年4月分以降、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前2項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の100分の50に相当する額に改定する。</p> <p>第43条 略</p> <p>附則別表第1から別表第16まで 略</p>				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">昭和5年4月1日以前に生まれた者</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">1. 204</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">昭和5年4月2日から昭和6年4月1日までの間に</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">1. 214</td> </tr> </table>	昭和5年4月1日以前に生まれた者	1. 204	昭和5年4月2日から昭和6年4月1日までの間に	1. 214	
昭和5年4月1日以前に生まれた者	1. 204				
昭和5年4月2日から昭和6年4月1日までの間に	1. 214				

改正後	改正前
<u>生まれた者</u>	
昭和6年4月2日から昭和7年4月1日までの間に	1.240
<u>生まれた者</u>	
昭和7年4月2日から昭和8年4月1日までの間に	1.246
<u>生まれた者</u>	
昭和8年4月2日から昭和10年4月1日までの間に	1.246
<u>生まれた者</u>	
昭和10年4月2日から昭和11年4月1日までの間に	1.251
<u>生まれた者</u>	
昭和11年4月2日から昭和12年4月1日までの間に	1.261
<u>生まれた者</u>	
昭和12年4月2日から昭和13年4月1日までの間に	1.272
<u>生まれた者</u>	
昭和13年4月2日以後に生まれた者	1.273
附 則（平成26年条例第 1号）	
この条例は、平成26年4月1日から施行する。	

財政部 市民税課  
資産税課  
市民部 健康保険課

## 議案第50号

### 専決処分につき承認を求ることについて（盛岡市市税条例の一部を改正する条例）

#### 1 改正の趣旨

地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い、地域決定型地方税制特例措置の対象となる施設に係る課税標準の特例割合を定めるとともに、国民健康保険税の課税限度額の引上げ及び軽減対象世帯の拡大を行うほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

#### 2 改正の内容

##### (1) 個人市民税関係

ア 肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の適用期間を平成30年度まで延長する。（現行：平成27年度まで）（附則第6条関係）

イ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の適用期間を平成29年度まで延長する。（現行：平成26年度まで）（附則第22条の6関係）

##### (2) 固定資産税関係

ア 地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）の対象となる事業用償却資産に係る課税標準の特例割合を次のとおり定める。

（7）公共の危害防止のために設置された汚水又は廃液処理施設で、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得したもの 評価額の3分の1（改正地方税法による参酌割合）

（4）公共の危害防止のために設置された大気汚染防止法による指定物質排出抑制施設及び土壤汚染対策法による特定有害物質排出抑制施設（テトラクロロエチレン系溶剤及びフッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭利用吸着式処理装置）で、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得したもの 評価額の2分の1（改正地方税法による参酌割合）

（9）浸水想定区域内の地下街等の所有者又は管理者が水防法（昭和24年法律第193号）に規定する浸水防止計画に基づき浸水の防止を図るために取得する浸水防止用設備で、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に取得したもの 評価額の3分の2（改正地方税法による参酌割合）

（エ）ノンフロン製品（自然冷媒を利用した一定の冷凍・冷蔵機器）で、平成26年4月1日か

ら平成29年3月31日までに取得したもの 評価額の4分の3（改正地方税法による参酌割合）

イ 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の改正に伴い耐震診断が義務付けられる建築物で、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に改修が行われたものに係る固定資産税の減額措置（※）の創設に伴う当該減額措置の適用を受けようとする対象家屋の所有者の申告手続きを定める。

※減額措置 改修工事完了年の翌年度から2年度分、当該家屋に係る固定資産税額の2分の1に相当する金額を減額する。

（3）国民健康保険税関係

ア 後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る課税限度額を次のように改める。

区分	改正前	改正後
後期高齢者支援金等課税額	14万円	16万円
介護納付金課税額	12万円	14万円

イ 低所得者に対する保険税軽減の対象世帯を拡大する。

（7）5割軽減の拡大—現在、2人以上の世帯が対象であるが、単身世帯についても対象とともに軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

改正前	改正後
33万円+24.5万円×（被保険者数-世帯主）	33万円+24.5万円×被保険者数

（1）2割軽減の拡大—軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

改正前	改正後
33万円+35万円×被保険者数	33万円+45万円×被保険者数

（4）その他 必要な規定の整備を行う。

3 施行期日 平成26年4月1日

盛岡市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>昭和25年9月1日条例第16号</p> <p>○盛岡市市税条例</p> <p>昭和25年9月1日条例第16号</p> <p>改正 略</p> <p><u>平成26年3月31日条例第21号</u></p> <p>盛岡市市税条例</p> <p>目次及び第1条から第138条まで 略 (保険税の課税額)</p> <p>第139条 前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額(保険税のうち、国民健康保険に要する費用(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金の納付に要する費用を除く。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)及び後期高齢者支援金等課税額(保険税のうち、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)及び後期高齢者支援金等課税額(保険税のうち、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金等の納付に要する費用を除く。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額(保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)の合算額とする。</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第2項に規定する世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が51万円を超える場合においては、基礎課税額は、51万円とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項に規定する世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算</p>	<p>昭和25年9月1日条例第16号</p> <p>○盛岡市市税条例</p> <p>昭和25年9月1日条例第16号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市市税条例</p> <p>目次及び第1条から第138条まで 略 (保険税の課税額)</p> <p>第139条 前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額(保険税のうち、国民健康保険に要する費用(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金の納付に要する費用を除く。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)及び後期高齢者支援金等課税額(保険税のうち、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額(保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額(保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)の合算額とする。</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第2項に規定する世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が51万円を超える場合においては、基礎課税額は、51万円とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項に規定する世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算</p>

改正後	改正前
定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>16万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>16万円</u> とする。	定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>14万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>14万円</u> とする。
4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項に規定する世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>14万円</u> を超える場合においては、介護納付金課税額は、 <u>14万円</u> とする。	4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項に規定する世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>12万円</u> を超える場合においては、介護納付金課税額は、 <u>12万円</u> とする。
第140条から第146条の6まで 略 (既に保険税の特別徴収対象被保険者であつた者に係る仮徴収)	第140条から第146条の6まで 略 (既に保険税の特別徴収対象被保険者であつた者に係る仮徴収)
第146条の7 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る保険税額として、施行規則 <u>第24条の36</u> に規定する額を、特別徴収の方法によって徴収する。	第146条の7 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る保険税額として、施行規則 <u>第24条の37</u> 第1項に規定する額を、特別徴収の方法によって徴収する。
2 前項に規定する特別徴収対象被保険者について、当該年度の初日の属する年の6月1日から9月30日までの間において、支払回数割保険税額に相当する額を徴収することが適当でない特別な事情がある場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれの支払に係る保険税額として、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額を、特別徴収の方法によって徴収することができる。	2 前項に規定する特別徴収対象被保険者について、当該年度の初日の属する年の6月1日から9月30日までの間において、支払回数割保険税額に相当する額を徴収することが適当でない特別な事情がある場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれの支払に係る保険税額として、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額を、特別徴収の方法によって徴収することができる。
第146条の8から第146条の10まで 略 (保険税の減額)	第146条の8から第146条の10まで 略 (保険税の減額)
第147条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額	第147条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額

改正後	改正前
<p>は、第139条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>16万円</u>を超える場合には、<u>16万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>14万円</u>を超える場合には、<u>14万円</u>）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1万5,400円</li> <li>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1万6,730円</li> <li>(イ) 特定世帯 1世帯について 8,365円</li> <li>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 1万2,548円</li> </ul> </li> <li>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,340円</li> <li>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 4,970円</li> <li>(イ) 特定世帯 1世帯について 2,485円</li> <li>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 3,728円</li> </ul> </li> <li>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について</li> </ul>	<p>は、第139条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>14万円</u>を超える場合には、<u>14万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>12万円</u>を超える場合には、<u>12万円</u>）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1万5,400円</li> <li>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1万6,730円</li> <li>(イ) 特定世帯 1世帯について 8,365円</li> <li>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 1万2,548円</li> </ul> </li> <li>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,340円</li> <li>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 4,970円</li> <li>(イ) 特定世帯 1世帯について 2,485円</li> <li>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 3,728円</li> </ul> </li> <li>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について</li> </ul>

改正後	改正前
4,480円 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,690円	4,480円 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,690円
(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 33万円に被保険者_____及び特定同一世帯所属者_____ 1人につき24万5,000円を加算した金額を超 えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第138 条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1万1,000円 イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の 区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1万 1,950円 (イ) 特定世帯 1世帯について 5,975円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 8,963円 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険 者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 3,100円 エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別 平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 3,550円 (イ) 特定世帯 1世帯について 1,775円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 2,663円 オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,200円 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について	(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 33万円に被保険者 <u>(当該納税義務者を除く。)</u> 及び特定同一世帯所属者 <u>(当該納税義務者を除く。)</u> 1人につき24万5,000円を加算した金額を超 えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第138 条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1万1,000円 イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の 区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1万 1,950円 (イ) 特定世帯 1世帯について 5,975円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 8,963円 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険 者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 3,100円 エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別 平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 3,550円 (イ) 特定世帯 1世帯について 1,775円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 2,663円 オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,200円 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について

改正後	改正前
3,350円	3,350円
(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>45万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）	(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>35万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）
ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,400円	ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,400円
イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について4,780円	（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について4,780円
（イ） 特定世帯 1世帯について 2,390円	（イ） 特定世帯 1世帯について 2,390円
（ウ） 特定継続世帯 1世帯について 3,585円	（ウ） 特定継続世帯 1世帯について 3,585円
ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1,240円	ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1,240円
エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について1,420円	（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について1,420円
（イ） 特定世帯 1世帯について 710円	（イ） 特定世帯 1世帯について 710円
（ウ） 特定継続世帯 1世帯について 1,065円	（ウ） 特定継続世帯 1世帯について 1,065円
オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1,280円	オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1,280円
カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について1,340円	カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について1,340円
第 147条の2から第 150条まで 略	第 147条の2から第 150条まで 略
附 則	附 則

改正後	改正前
第1条から第3条の4まで 略  第4条 削除	<p>第1条から第3条の4まで 略  <u>(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)</u></p> <p><u>第4条 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第4条第1項第1号に規定する居住用財産の譲渡損失の金額（以下第3項までにおいて「居住用財産の譲渡損失の金額」という。）がある場合には、当該居住用財産の譲渡損失の金額については、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前3年内の年において生じた当該居住用財産の譲渡損失の金額以外の居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項の規定は、当該居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第38条第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第38条の2第1項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。</u></p> <p><u>3 所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた法附則第4条第1項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。）は、当該納税義務者が前年12月31において当該通算後譲渡損失の金額に係る租税特別措置法第41条の5第7項第1号に規定する買換資産に係る同項第4号に規定する住宅借入金等の金額を有する場合において、居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について前項の申告書を提出した場合であつて、その後の年度分の市民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第38条第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時</u></p>
12	

改正後	改正前
	<p>までに提出された第5項第1号の規定により読み替えて適用される同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出しているときに限り、法附則第34条第4項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る年度分の市民税に係る附則第22条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第24条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3,000万円を超える年度分の市民税の所得割については、この限りでない。</p>
	<p>4 附則第21条第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用について、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第21条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第21条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。）」とし、附則第22条第1項、第24条第1項、第24条の2第1項又は第25条の3第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第22条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第24条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第24条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第25条の3第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。）」とする。</p>
	<p>5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第38条第5項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は附則第4条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「第1項の申告書又は同条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式（別表）による申告書」とする。</p> <p>(2) 第38条の2の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書（」</p>

改正後	改正前
	<p>とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第41条の5第12項第3号の規定により読み替えて適用される所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）と、「又は第3項から第5項まで」とあるのは「、第3項若しくは第4項又は附則第4条第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「、第3項若しくは第4項又は附則第4条第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第5項」とする。</p> <p><u>(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)</u></p>
	<p>第4条の2 所得割の納稅義務者の平成17年度以後の各年度分の市民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第4条の2第1項第1号に規定する特定居住用財産の譲渡損失の金額（以下第3項までにおいて「特定居住用財産の譲渡損失の金額」という。）がある場合には、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額については、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は、適用しない。ただし、当該納稅義務者が前年3年内の年ににおいて生じた当該特定居住用財産の譲渡損失の金額以外の特定居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。</p>
	<p>2 前項の規定は、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第38条第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納稅通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第38条の2第1項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。</p>
	<p>3 所得割の納稅義務者の前年3年内の年に生じた法附則第4条の2第1項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額（この項の規定により前年において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。）は、特定居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の</p>

改正後	改正前
	<p>属する年度の翌年度の市民税について前項の申告書を提出した場合であつて、その後の年度分の市民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第38条第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第5項第1号の規定により読み替えて適用される同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出しているときに限り、法附則第34条第4項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る各年度分の市民税に係る附則第22条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第24条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3,000万円を超える年度分の市民税の所得割については、この限りでない。</p>
	<p>4 附則第21条第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用について、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第21条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第21条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。）」とし、附則第22条第1項、第24条第1項、第24条の2第1項又は第25条の3第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第22条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第24条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第24条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第25条の3第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。）」とする。</p>
	<p>5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第38条第5項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は附則第4条の2</p>

改正後	改正前
	<p><u>第3項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「第1項の申告書又は同条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式(別表)による申告書」とする。</u></p>
	<p>(2) 第38条の2の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書」とあるのは「確定申告書(租税措置法第41条の5の2第12項第3号の規定により読み替えて適用される所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。)と、「又は第3項から第5項まで」とあるのは「第3項若しくは第4項又は附則第4条の2第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「第3項若しくは第4項又は附則第4条の2第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第5項」とする。</p>
	<p><u>(阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例)</u></p>
	<p>第4条の3 所得割の納稅義務者の選択により、法附則第4条の3第4項に規定する阪神・淡路大震災により受けた損失の金額については、平成6年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第36条の2の規定により控除された金額に係る当該阪神・淡路大震災により受けた損失の金額は、その者の平成8年度分以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成7年において生じなかつたものとみなす。</p>
	<p>2 前項前段の場合において、第36条の2の規定により控除された金額に係る阪神・淡路大震災により受けた損失の金額のうちに、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする施行令第48条の6第1項に規定する親族に係る前項に規定する損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該親族の平成8年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成7年において生じなかつたものとみなす。</p>
	<p>3 第1項の規定は、平成7年度分の第38条第1項又は第4項に規定する申告書(その提出期限後において市民税の納稅通知書が送達される時までに</p>

改正後	改正前
	<p><u>提出されたもの及びその時までに提出された第38条の2第1項に規定する確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めた場合を含む。）に限り、適用する。</u></p>
<p>第5条から第5条の4まで 略        (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p>	<p>第5条から第5条の4まで 略        (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p>
<p>第6条 昭和57年度から平成30年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第38条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第38条の2第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p>	<p>第6条 昭和57年度から平成27年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第38条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第38条の2第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p>
<p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第38条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第35条から第36条の3まで、第36条の5から第36条の7まで、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項、附則第5条の3の2第1項及び前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とする。</p>	<p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第38条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第35条から第36条の3まで、第36条の5から第36条の7まで、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項、附則第5条の3の2第1項及び前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とする。</p>
<p>3 前項の規定の適用がある場合における第36条の8第1項の規定の適用については、同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第6条第2項」とする。</p>	<p>3 前項の規定の適用がある場合における第36条の8第1項の規定の適用については、同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第6条第2項」とする。</p>
<p>第7条 削除        (読替規定)</p>	<p>第7条 削除        (読替規定)</p>

改正後	改正前
<p>第7条の2 法附則第15条、第15条の2又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第51条第8項中「又は第349条の5」とあるのは、「若しくは第349条の5又は法附則第15条、第15条の2若しくは第15条の3」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>	<p>第7条の2 法附則第15条、第15条の2又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第51条第8項中「又は第349条の5」とあるのは、「若しくは第349条の5又は法附則第15条、第15条の2若しくは第15条の3」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第6号の条例で定める割合)</p>
<p>第7条の2の2 法附則第15条第2項第1号に規定する割合は、3分の1とする。</p>	<p>第7条の2の2 法附則第15条第2項第6号に規定する割合は、4分の3とする。</p>
<p>2 法附則第15条第2項第2号に規定する割合は、2分の1とする。</p>	
<p>3 法附則第15条第2項第3号に規定する割合は、2分の1とする。</p>	
<p>4 法附則第15条第2項第6号に規定する割合は、4分の3とする。</p>	
<p>5 法附則第15条第37項に規定する割合は、3分の2とする。</p>	
<p>6 法附則第15条第38項に規定する割合は、4分の3とする。</p>	
<p>(耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>	<p>(耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>
<p>第7条の3 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が施行令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納稅義務者の住所及び氏名又は名称            (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積            (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日            (4) 耐震改修が完了した年月日            (5) 耐震改修に要した費用            (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由            (高齢者等居住改修住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようと)</p>	<p>第7条の3 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が施行令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納稅義務者の住所及び氏名又は名称            (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積            (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日            (4) 耐震改修が完了した年月日            (5) 耐震改修に要した費用            (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由            (高齢者等居住改修住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようと)</p>

改正後	改正前
<p>する者がすべき申告)</p> <p>第7条の4 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積</p> <p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>(4) 施行令附則第12条第28項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 居住安全改修工事が完了した年月日</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに施行令附則第12条第29項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) 居住安全改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由 (熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第7条の5 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積</p> <p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p>	<p>する者がすべき申告)</p> <p>第7条の4 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積</p> <p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>(4) 施行令附則第12条第28項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 居住安全改修工事が完了した年月日</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに施行令附則第12条第29項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) 居住安全改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由 (熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第7条の5 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積</p> <p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p>

改正後	改正前
<p>(4) 热损失防止改修工事が完了した年月日            (5) 热损失防止改修工事に要した費用            (6) 热损失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由  <u>(耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</u></p>	<p>(4) 热损失防止改修工事が完了した年月日            (5) 热损失防止改修工事に要した費用            (6) 热损失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p>
<p><u>第7条の6 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が施行令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>納稅義務者の住所及び氏名又は名称</u>            (2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</u>            (3) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u>            (4) <u>耐震改修が完了した年月日</u>            (5) <u>施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</u>            (6) <u>耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</u></p>	
<p>第8条から第15条の2まで 略            (読替規定)</p> <p>第15条の3 法附則第15条第1項、第15項、第16項、第18項、第19項、第21項、第22項、第24項、第30項若しくは第40項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第132条第2項中「又は第28項」とあるのは、「若しくは第28項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>	<p>第8条から第15条の2まで 略            (読替規定)</p> <p>第15条の3 法附則第15条第1項、第16項、第17項、第19項、第21項、第23項、第24項、第26項若しくは第33項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第132条第2項中「又は第28項」とあるのは、「若しくは第28項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>

改正後	改正前
(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)	(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)
第16条から第22条まで 略 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)	第16条から第22条まで 略 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)
第22条の2 昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得に基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に規定する額とする。 (1) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額 (2) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額 ア 48万円 イ 当該課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の3に相当する金額 2 前項の規定は、昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当す	第22条の2 昭和63年度から平成26年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得に基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に規定する額とする。 (1) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額 (2) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額 ア 48万円 イ 当該課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の3に相当する金額 2 前項の規定は、昭和63年度から平成26年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当す

改正後	改正前
<p>るときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p>	<p>るときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p>
<p>3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納稅義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の9の5の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p>	<p>3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納稅義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の9の5の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p>
<p>第23条から第34条まで 略 (旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>	<p>第23条から第34条まで 略 (旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>
<p><u>第35条 第49条の3の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようと/orする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第49条の3中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第3項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。</u></p>	<p><u>第35条 平成21年度分から平成25年度分までの固定資産税に係る第49条の3の規定の適用については、同条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「公益社団法人若しくは公益財団法人（法附則第41条第3項の規定により公益社団法人又は公益財団法人とみなされる法人を含む。）」とする。</u></p>
	<p><u>2 第49条の3の規定は、法附則第41条第11項第1号から第5号までに掲げる固定資産について同項本文の規定の適用を受けようと/orする者について準用する。この場合において、第49条の3中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第11項に規定する移行一般社団法人等」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>第35条の2 法附則第41条第9項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようと/orする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p>	<p>第35条の2 法附則第41条第15項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようと/orする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p>

改正後	改正前
(1) 当該固定資産を事業の用に供する者が <u>法附則第41条第9項</u> に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類	(1) 当該固定資産を事業の用に供する者が <u>法附則第41条第15項</u> に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類
(2) 次に掲げる事項を記載した書類 ア <u>法附則第41条第9項</u> の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途 イ <u>法附則第41条第9項</u> の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途 ウ <u>法附則第41条第9項</u> の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途	(2) 次に掲げる事項を記載した書類 ア <u>法附則第41条第15項</u> の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途 イ <u>法附則第41条第15項</u> の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途 ウ <u>法附則第41条第15項</u> の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途
(3) 特定移行一般社団法人等が幼稚園、図書館又は博物館法第2条第1項の博物館（次号及び第5号において「博物館」という。）を設置した年月日を記載した書類	(3) 特定移行一般社団法人等が幼稚園、図書館又は博物館法第2条第1項の博物館（次号及び第5号において「博物館」という。）を設置した年月日を記載した書類
(4) 特定移行一般社団法人等が当該固定資産を直接保育、図書館又は博物館の用に供し始めた時期を記載した書類	(4) 特定移行一般社団法人等が当該固定資産を直接保育、図書館又は博物館の用に供し始めた時期を記載した書類
(5) 当該固定資産が特定移行一般社団法人等で幼稚園、図書館又は博物館を設置するものの所有に属しないものである場合にあつては、第1号から前号までに掲げるもののほか、当該固定資産を当該特定移行一般社団法人等に無料で使用させていることを証する書類	(5) 当該固定資産が特定移行一般社団法人等で幼稚園、図書館又は博物館を設置するものの所有に属しないものである場合にあつては、第1号から前号までに掲げるもののほか、当該固定資産を当該特定移行一般社団法人等に無料で使用させていることを証する書類
第36条から第40条まで 略	36条から第40条まで 略
<u>附 則（平成26年条例第 号抄）</u>	
<u>（施行期日）</u>	
1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。 <u>（個人の市民税に関する経過措置）</u>	
2 改正後の盛岡市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。 <u>（固定資産税に関する経過措置）</u>	

改正後	改正前
3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。	
4 新条例附則第7条の2の2第1項の規定は、平成26年4月1日以後に取 得される地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）第1条 の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」と いう。）附則第15条第2項第1号に規定する施設又は設備に対して課すべき 平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。	
5 新条例附則第7条の2の2第2項の規定は、平成26年4月1日以後に取 得される新法附則第15条第2項第2号に規定する施設又は設備に対して課 すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。	
6 新条例附則第7条の2の2第3項の規定は、平成26年4月1日以後に取 得される新法附則第15条第2項第3号に規定する施設又は設備に対して課 すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。	
7 新条例附則第7条の2の2第5項の規定は、平成26年4月1日以後に取 得される新法附則第15条第37項に規定する設備に対して課すべき平成27年 度以後の年度分の固定資産税について適用する。	
8 新条例附則第7条の2の2第6項の規定は、平成26年4月1日以後に取 得される新法附則第15条第38項に規定する機器に対して課すべき平成27年 度以後の年度分の固定資産税について適用する。	
9 新条例附則第7条の6の規定は、平成26年4月1日以後に耐震改修が行 われる同条に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成27年度以後 の年度分の固定資産税について適用する。  (都市計画税に関する経過措置)	
10 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の 都市計画税について適用し、平成25年度分までの都市計画税については、 なお従前の例による。	
11 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律	

改正後	改正前
<p>(平成26年法律第 号)の施行の日の前日までの間における新条例附則第15条の3の規定の適用については、同条中「、第30項若しくは第40項」とあるのは、「若しくは第30項」とする。</p>	
<p>(国民健康保険税に関する経過措置)</p> <p>12 新条例の規定中国民健康保険税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</p>	